

公共事業等調査研究特別委員会記録

日 時 令和5年11月15日（水曜日）13時30分～15時28分
場 所 議員控室
出席者 金木委員長、舟見副委員長、佐藤委員、阿部委員、逢坂委員、村上委員、小寺委員、磯野委員、工藤委員、平山委員、村田委員
大平財務課長
事務局 渡辺事務局長、嶋元係長
報 道 北海道新聞社

金木委員長

皆さん、お疲れさまです。時間になりましたので、ただいまから公共事業等調査研究特別委員会を開催してまいります。

それで、当特別委員会は、さきの9月定例会におきまして本町の公共事業等の現状と課題を把握し、今後における事業計画及び財政状況などの調査研究を行うという目的で設置されたものであります。今日は第1回目、初回ということでもありますので、本町の財政状況、基金の状況等、全般的にどうなのかということ学習していこうかというような内容になっております。また、今後の課題についても具体的などころまではなかなかまだ発表はできないということでもありますので、大まかなポイント、こういった今後の課題についての考え方、ポイントといったところを説明していただこうかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、当委員会は特別委員会ですので、各事業の内容を審議する常任委員会とはまたちょっと性格が違いますので、その点発言とか質疑の中で当然いろんな事業には触れることになるだろうと思うのですが、質疑の内容は個別の事業を深掘りするのではなくて、そういったことの中で財政状況はどうなのか、財務課としてはどう考えているのかといったところの質疑になろうかと思っておりますので、その点もひとつよろしくお願いいたします。

では、今日は大平財務課長に来ていただきました。よろしくお願いいたします。

では、今日の内容についての資料の説明をお願いいたします。

1 町財政の現状と課題について

担当課説明

説明員 大平財務課長

大平財務課長 15:31～13:48

皆さん、お疲れさまでございます。それでは、私のほうからお配りしております資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。すみませんが、着座で説明させていただきます。

まず初めに、歳入と歳出の推移からご説明をいたします。1ページにつきましては、平成23年度から令和4年度までの一般会計の歳入につきまして、各年度の決算に基づきグラフで表示をしております。歳入の規模といたしましては、羽幌小学校の建て替え事業を実施してございました平成28年度、29年度ですとか、あと新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時交付金事業を実施していた令和2年度から令和4年度までの国庫支出金が大幅に増加した時期を除きまして、おおむね総額60億から63億円程度で推移をしております。また、財源別に見ますと、自主財源の主たるものであります町税がおおむね7億円、依存財源の主たるものであります地方交付税はおおむね30億円で推移をしておりますが、今後総人口ですとか生産年齢人口が減少していくことに伴い、いずれも減少することが想定されます。

2ページをお開き願います。こちらにつきましては、一般会計の歳出について歳入と同様に平成23年度から令和4年度まで、各会計年度の決算に基づきまして性質別にグラフで表示をしております。歳出の規模といたしましては、歳入と同様、羽幌小学校の建て替え事業の実施により投資的経費が増加した平成28年度、29年度、あと新型コロナウイルス感染症拡大に伴う補助事業等が増加いたしました令和2年度から令和4年度を除き、おおむねこちらのほうは60億円程度で推移をしております。また、人件費、扶助費、公債費といったいわゆる義務的経費、このうち扶助費につきましては金額、構成比率ともに増加傾向にあるわけですけれども、今後につきましてはさらに増加することが想定がされております。

3ページを御覧ください。グラフにつきましては、直近の令和4年度の一般会計の決算に基づく歳入と歳出を表示しております。歳入につきましては、自主財源と依存財源とに分けておりますけれども、町税などの自主財源につきましては22.7%しかなく、まさに地方交付税などの財源に依存している状況にあります。このような歳入の状況の中、歳出につきましては人件費、公債費、扶助費といった義務的経費が35.1%を占めている状況となっております。

右側の文章につきましては、ただいまご説明させていただいた部分を文章化しております

ますので、後ほど御覧いただければと思います。

4 ページをお開き願います。上段部分の基金残高の推移であります。平成23年度末では合計で29億3,000万円でしたが、ピーク時の平成29年度末では38億9,000万円、その後取崩しにより一時減少はしておりますが、令和4年度末で35億6,000万円まで戻しております。なお、財政調整基金につきましては15億円を維持しておりますが、目的基金につきましては残高が大幅に減少しているものもございますので、そういった基金について今後どのようにしていくのかも検討が必要となっていくものと捉えております。

次に、下の町債の推移であります。まず町債残高の推移につきましては総額は緑色の折れ線グラフのとおり、平成23年度末で106億円あったものが令和4年度末では80億1,000万円と約26億円減少しております。ただ、その下の棒グラフを御覧いただければ一目瞭然となってしまいますけれども、大きく減少しているものにつきましては特別会計分となっております。一般会計ではほとんど変わっていない状況となっております。

5 ページを御覧ください。一般会計における町債、これの借入額、償還額の推移であります。借入額につきましては徐々に増加し、羽幌小学校の建て替え事業を行って平成28年度、29年度でピークの10億円に達しまして、その後は8億円未満で推移しております。償還額につきましては、平成28年度まではおおむね7億円程度で推移しておりましたが、羽幌小学校の建て替え事業に係る償還が開始となりました平成29年度以降はおおむね8億円程度で推移しております。

下段の表につきましては、各年度における活用した主な起債と充当した事業を例示しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

6 ページをお開き願います。地方債の制度につきましては、皆さんご承知のこととは思いますが、確認の意味も込めまして簡単にご説明をさせていただきます。定義の説明につきましては割愛をさせていただき、地方債の機能について若干ご説明をさせていただきます。まず、①の財政支出と財政収入の年度間調整機能についてであります。公共施設の建設など単年度に多額の財源を必要とする事業について地方債を発行し、外部から必要な金額を調達することにより、事業の円滑な執行を確保するとともに、複数年度にわたる借金の償還という形を取りますことから、財政負担を後年度に平準化するという機能を有しております。

②の一般財源の補完機能ということで、当該年度における財源の不足分を補完するという重要な役割を担っております。

最後に、③の住民負担の世代間の公平のための調整機能によりまして財政負担を後年度に平準化しますことから、現世代の住民の方々と将来便益を受けることとなる後世代の住民との間での負担を分かち合うことが可能となります。

7ページを御覧ください。地方債を起すことができる経費と記載しておりますが、大きく分けまして2つに分かれます。まず、1つ目が地方財政法第5条に規定されているものになります。地方公共団体の歳出については、地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとされております。この特例部分としてただし書で次の5項目を挙げており、これに該当する場合に限り地方債を起すことができると規定されております。当町の多くの場合、最後の5番に該当するものに対して地方債を起している状況となっております。

それで、大変申し訳ないのですが、資料の訂正をお願いいたします。ただいまご説明させていただきました地方財政法第5条に規定されているものの5の部分の説明の2行目になりますけれども、「公用施設の建設事業」という部分があると思うのですけれども、その後ろに「及び」という文言を追加をお願いいたします。その後ろのほうに今度「公共用若しくわ」と記載をしておりますけれども、「わ」という部分がわ行の「わ」になってしまっておりますので、はひふへほの「は」に修正をお願いいたします。この部分につきましては、公用施設の建設事業及び公共用若しくは公用にという形に修正のほうをお願いいたします。

説明に戻らせていただきます。地方債を起すことができる経費の2つ目が特別法などで規定されているものになります。今回は、当町が適用しているものの一部を記載しておりますけれども、辺地対策事業債ですとか過疎対策事業債などがこれに該当いたします。

最後に、地方債の種類ということで、当町で活用している主なものを記載しております。辺地対策事業債、一般的に辺地債というふう申し上げておりますけれども、これにつきましては主に両島で行う事業で活用をしております。次の過疎対策事業債、過疎債につきましては当町が一番多く活用しているものでありまして、今年度でいきますと衛生施設組合で実施している一般廃棄物処理施設の整備事業ですとか、あと羽幌港の港町荷さばき地整備事業などに活用しております。次に、緊急防災・減災事業債、一般的に緊防債というふうに言っておりますけれども、これにつきましてはその名のとおり、防災関係や消防関係、近年では避難所における避難者の方々の生活環境の改善に係る施設改修などに活用をしております。次の公共施設等適正管理推進事業債、公適債というふうに申し上げておりますけれども、こちらにつきましては道路ですとか河川、これらの施設の長寿命化事業ですとか施設の解体などに活用しております。

また、起債名の後ろに記載しております充当率や交付税の算入率につきましても簡単にご説明をさせていただきます。充当率につきましては、その事業に係る地方債の対象経費について簡単に言うとどれだけ地方債を借りることができるのかというような率に

なります。対象経費が1,000万円で充当率が100%であれば1,000万、充当率が90%であれば900万円、これを借りることができるという形で捉えていただければと思います。交付税の算入率につきましては、借入れを行った地方債の元利の償還額について交付税の基準財政需要額に算入される比率になります。算入率が70%の地方債に係る今年度の元利償還金が1,000万円の場合は700万円分が基準財政需要額に算入されるという形になります。

今交付税のことが出ましたので、簡単にこちらのほうも触れさせていただきたいのですけれども、よく過疎債でこれ対象になるから、交付税7割返ってきますよという形で結構言われていると思うのですけれども、厳密に言えば正しくはないという形になります。前年度に比べて例えば過疎債の償還額が1,000万円増えたからといって、算入率の70%分、700万円が単純に去年と比べて交付税で増えるわけではありませんので、あくまでも基準財政需要額の算定根拠の分に700万円分がオンされるだけです。国の部分で交付税全体が下がれば全部が来ることもないですし、あまりないのですけれども、基準財政収入額のほうが増えればその分も減るという形になっておりますので、単純に7割返ってくるということではないという部分だけちょっと押さえていただければと思います。

それでは、説明に戻らせていただきまして、最後の8ページをお開き願います。公共事業等に係る今後の課題といたしまして大きく2点書かせていただいております。まず、1点目といたしまして、公共施設マネジメント計画に係るアクションプランの見直しであります。こちらも再確認となりますけれども、アクションプランにつきましては各建物について、いつ、どのような整備を実施するかを示したものとなっております。見直しの1つ目といたしまして、整備方針の見直しという形であります。公共施設マネジメント計画の検討から既に9年、計画策定からも7年が経過しておりまして、各施設の実情も変化してきているというふうに捉えております。利用実績ですとか利用者数の推移など再検証ですとか、施設の必要性を再度検討して整備方針を見直す必要があるというふうに思っております。例でいきますと、計画では建て替えとなっているものが場合によっては大規模改修で済むという形になるものもあるかもしれません。また、計画では大規模改修となっていたものが最低限の改修で施設を維持しつつ、数年後には廃止という選択肢になるかもしれません。現在の計画にとらわれず、施設の現状と今後の必要性などを十分に検討した上で改めて整備方針を決めなければならないというふうに考えております。

2つ目につきましては、必要面積の見直しになりますけれども、こちらは複合化ですとか建て替え計画となっている施設になりますが、こちらでも利用実績ですとか利用者数の推移などを含めて適正な整備面積を再度検討して、事業費等につきましても再度積算

する必要があるというふうに思っております。

3つ目が優先順位の見直しということで、アクションプランにつきましてはもともとの建物の建築年度を基に機械的に順位づけがされた部分も多くあります。先ほど申し上げました見直しの結果ですとか施設の現状等を踏まえて、着手の順位を見直すことも必要が出てきているというふうに捉えております。

次に、2点目といたしましてアクションプランと各種整備計画等との再調整であります。1つ目としては、他の整備計画との再調整でありますけれども、施設整備に関しましては昨今の物価高騰など様々な影響が出ており、アクションプランを見直すに当たって、橋梁ですとか道路、上下水道などのライフライン、あと公園など建物以外の施設整備計画との調整を改めて実施する必要が出てきております。

2つ目といたしましては、町有施設以外の施設整備等との調整としております。アクションプランにつきましては原則町有施設を対象としておりますので、一部事務組合が所有する施設に係る建て替えですとか解体等との調整が必要になりますので、構成町村における議論を積極的に進めていく必要があるというふうに捉えております。構成町村それぞれにおいて施設の整備計画がありますので、一部事務組合の施設について何年後にどのような事業を行うのか、早い段階で協議を始めて、構成町村が問題なく対応できるように議論を進めることが重要であるというふうに考えております。

大変簡単ではありますが、私からの説明につきましては以上とさせていただきます。

金木委員長

ありがとうございました。一応数字やグラフも多いということで前日、昨日のうちに皆さんにはお渡ししていたわけですが、簡単な質問でもいいですし、何か発言、質疑がありましたら、全般全て一括で取りたいと思います。歳入歳出については過去からの推移も分かるようにということで、あまり古い時代まで振り返ってもなんなので、大体12年程度の間の推移ということでお願いしていたとおりであります。

質疑、発言ある方どうぞ、挙手でお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 13:48～15:24

工藤委員 まず、収入のところなのですが、町税の部分が12年前から見ると4,000万ほど令和4年度では増えているという格好、人口は減っていているのだけれども、12年間見ると増えているのだけれども、これという

のは人口が減っているだけでなく、何かの要素があって令和4年度7億4,000万になっているのか、その辺はどうなのでしょう。

大平課長

人口減っておりますので、いろんな部分では基本的には多分減っていくのだろうと私たちも思っているところなのですが、法人税については若干減っていった感じになっています。個人の町民税については、下がる時もあるのですが、その年例例えば1次産業とかでかなりいいときがあったりすると、そこだけが増えているというわけではないと思うのですが、そこが増えているですとか、そういうのが出てきます。令和4年度につきましては、通常でいくと固定資産税とかが減っているのですが、たしか4年度については、全部ではないのですが、いろいろうちの税務担当のほうも頑張って滞納部分で1,000万とか、それぐらい集めたりですとか、そういうのあったりするものですから、固定資産税だけ見ていくと、そこだけは3年に1回評価替え等々しますので、土地、建物についてはちょっとずつ下がっていく。微妙に償却資産の部分がちょっと増えていたりですとか、固定資産税は間違いなく下がってってしまうのですが、個人の町民税とか、そこについてはいろいろなことがあれば人口が減ってもぎりぎり今のところはそんなに大きく下がっていかないのかなと。なので、7億円ぐらいは何とかキープできているのか。ただ、本当にこれが、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたけれども、生産年齢人口で稼げる人方が減っていってしまうとそこ本当に厳しくなってきた、税収が下がってってしまうのかなという形では心配はしています。

工藤委員

ここの3ページの説明のところに総人口や生産年齢人口、これが減少していくといずれにしても減少していく想定だということで書いてあるのですが、まだその段階にはなっていないということになるのかな。

大平課長

そうです。何とか今のところはまだぎりぎりキープはしているのかなという部分ありますので、どこかの産業が頑張ってもらえると個人の所得等々が上がりますので、そこら辺で何とかまだ頑張っていけているのかな。これがだんだん、だんだん減っていってしまうと、本当にどこかで頑張って収入があつと上がらない限りはなかなかこの金額をキープし

ていくのは難しいのかなというふうに思っています。

磯野委員 ちょっと確認させてください。2ページの詳しい部分で扶助費なのですが、けれども、ずっと4億4,000万ぐらいできたのがR3年に一気に6億2,000万になって、またR4年に一気に落ちるとというのは、これ何か要因はあったのですか。

大平課長 扶助費については、毎年度予算組むときも結構難しく、何かがあって通院する方とかが増えてという形でいくとどうしても増えてしまいますので、何がと言われると、今年も今多分12月補正ぐらいで扶助費等々が足りなくて補正という形になると思うのですが、例えば今年でいくと担当課で聞いているのは、うちのほうで今子供たちの医療費については基本町が見ますよという形でやっていますので、ここ何年かコロナがあって皆さんマスクをしていてインフルエンザ等々があまりはやっていなかったのが免疫が落ちているとか、そういうところで医療費が突然増えてきているという部分もありますので、なかなか把握するのは難しいのですが、意外と減っていったいないのが、こういうところでしゃべっていいのかというのあるのですけれども、例えば自立支援という形で精神ですとか、そういう部分の扶助費等もありますので、そういった部分も結構高い数値で出てきているという部分は、支出するときにはそういうのもちょっと見えていますので、いろんな部分でいきますと一般会計ですので、国保ですとか、そういう形で返ってくる人たちとはちょっと違うので、そこは出てこないのですけれども、今言ったみたいにお子さんたちの部分で何かがあったりするとすぐ増えていくとかありますので、一般会計でもこれ増えていますので、同じように繰り出しをしている特別会計のほうも何かがあるとすぐ増えていきますので、例えば介護でいけば医療の負担部分でいけば一般会計から15%負担するだとかというルールで来ますので、そういう利用が増えると増えていくという形になっていきますので、そういった面でいくと高齢化してというのは目に見えない部分、今は扶助費ですけれども、例えば違うところで繰り出しが増えるですとか、全体的にはそういった部分は今後は増えていくという形では捉えております。

磯野委員 5ページの町債の借入額と償還額の推移なのですが、今後大型事業がずっと続く天売で複合施設、焼尻で小中学校、それから羽幌の公民館だとか、かなり大型事業があって、前の委員会でトータルすると50億ぐらいというような話になってくるのですが、それを見たときに、先ほど説明で大体償還額はずっと8億ぐらいのペースで推移しているのですが、そうなったときの償還というのはどのぐらい見ているのですか。

大平課長 以前大型事業、島の部分ですとか教育関係のやつがあって、文教の常任委員会でそういうお話が出たと思うのですが、基本的には今磯野委員言われたとおり3つの施設やるだけで50億となるのですが、基本的にはどの施設も単年度で出来上がるわけでありませんので、例えば3年かかりますであれば、そういった部分でまず施設ごとにある程度は平準化される形になると思います。あとは、それ以外の事業の部分に充てている部分、毎年度でいきますと例えば直轄港湾事業、これについては国との約束で毎年事業を進めることでもう予定はされていますし、あとは農業の方々とやっている部分でいくと農業、農村、土地の改良の部分、そういうところもうちだけで予算厳しいからやめてくださいとは言えませんので、そういった部分は必ずやるとして、あとほかの事業、それ以外のやつをどの年度にどうするかというのをやりながら、なるべく要は単年度の借入れをまずあまり無理をかけて大きく増やさない。今まで8億円ぐらいの償還で済んでいるというのは、基本的に償還するお金より多くお金を借りてしまえば毎年増えていってしまいますので、毎年毎年減っていているものもありますけれども、うちでいくと過疎なんかは大体12年で償還、12年たたないと12年前に借りたやつ終わらないので、それも終わらないで増やしていくと本当に償還だけ増えていきますので、今までやっているのはなるべく償還額が8億円で済むような形で、よっぽどのがない限り、なるだけ起債を借りるような事業も単年度に無理をしないで、どこかの凸凹の部分のやつを引っ込んでいるところにある程度入れるですとか、大型事業をやっているときにはほかの事業をどの程度どこでやるか、そういうのを考えながらやっていくという形では思っておりますので、どの事業を今どうするのだというのはちょっとここでという話にはならないと思うのですが、財政担当と

しますと今言ったようになるだけ単年度に大きなお金が膨らまないように、羽幌小学校の建て替えのときみたいにどうしてもそれだけですごくお金がかかるとなれば、ほかの仕事止めるというわけにいかないの、こういうふうに大きくなることはあると思うのですけれども、基本的には事業の建物だけではなくて、いろんなものについて事業の順番をなるだけ検討して、単年度の借入れが大きくなならない形でいきたいと思っていますので、できるだけこれぐらいでは進めていきたいなどは財政としては思っていますけれども、やっぱりやらなければならないもの、全体的にはちょっと出っ張るところもあるのかなと、そういうふうには考えています。

磯野委員 今言う、我が町としては大体8億ぐらいでいければと思ったのですけれども、このぐらいまでいったら本当に硬直したという、例えば10億超えたらやばいよという、財政としてはどんな考え。

大平課長 幾らになるとまずいのかなというのは、なかなか難しいところではあるのです。今でも、例えば3ページに載せていますけれども、去年の公債費でいくと全体予算の11.7%、1割以上を借金払いでという形になっています。その中には交付税で算定されて反映されたものもあるのですけれども、それでもうちでいっても、なるだけそういう跳ね返りのいい起債を借りても総体でいくと大体、決算のときとかに説明していると思うのですけれども、大体うちが持っている借金の六十五、六%ぐらいしか交付税に入らないという形になっていますので、残り3割以上は持ち出し、一般の税金とか使わなくてはならなくて、なるべく跳ね返りのないような起債は抑えつつやっっていこうとは思っていますけれども、これが本当に15%とかになると大分きついのだろうなというふうには思うのです。率でいくと平成23年度で、ちょっと載せていないですけれども、この部分でいくと23年度で公債費の比率が大体15.6という形で物すごい形を取ってしまして、そういう形にならないように、返すものは返すとかとやっっていって、今で大体11ぐらいまで収まっていますので、収入が何かあって増えてくれれば問題ないのですけれども、いきなり収入が何億円もというのはなかなか難しい状況だと思っていますので、幾らまでというのはその時々状況になって何とも言えないですけれども、単年度

だけ10億とかというのであればまだどこかでセーブはできるのかもしれないのですけれども、そういうのが続くとなるとそれは大分影響出てまいりますので、ほかの周囲の状況を見ながら、先ほどあった町税もこのままいければいいのですけれども、それも分かりませんので、その辺の収入の状況を見ながら、どこまでいけるのかな、借りれるかなというのをやっていくしかないのかなとは思っております。

小寺委員 扶助費について聞きたいのです。皆さん分かるか分からないのですけれども、一応扶助費というのは社会保障制度の一環で、生活困窮者だとか、児童、障がい者等を援助するための経費という受け止めなのですからけれども、説明の中で今後そこが増えるだろう。先ほどの質疑の中にもあったのですけれども、増えるだろうという、全体が減っているところは少ないとは思いますが、増える要因、増えると見た要因、理由とかというのはどんなものがあるのでしょうか。

大平課長 1つだけこれという形はなかなかないのですけれども、人口は減っていていますけれども、見る部分がかかなり増えているのかな。行政サービスという部分もあるかもしれませんが、例えば医療費、お子さんたちの医療費についても例えば今まで中学生だったのが高校まで見ますよとかやったときに、確かに総人口としてはだんだん、だんだんお子さんたちが減っていていますけれども、見るところを見ていくとどうしてもある程度は負担が増えるのかなと。あと、先ほどありましたけれども、いろんなメニューを増やしてきていますので、そういった部分でも若干増えているのかな。あとは、先ほども若干触れましたけれども、身体的なものだけではなくて、心の部分ですとか、そういった部分も、羽幌だけではないのですけれども、いろんなところも増えてきていますので、そういった部分でいくとなかなか落ちることはないのかなという形では思っています。

小寺委員 先ほども何回も、医療費の免除ありますよね、それは扶助費の中で組んでいるということですか。

大平課長 基本的にはその分自治体が負担しますので、扶助費の中で見えています。

小寺委員 歳入のほうなのですが、交付金、地方交付税の交付金だと思うのですが、普通交付金と特別交付金というのがあるのかなと思うのですが、それをひっくるめて交付金という形で載っていると思うのですが、その違いというのがあって、羽幌町は特別交付金ももらっているのか、どうでしょうか。

大平課長 交付税については、今おっしゃるとおり、普通交付税と特別交付税という形になっております。普通交付税の部分につきましては、皆さんよく知られているのが国勢調査の人口を使うですとか、住民基本台帳の人口を使いますよと、あとは児童・生徒の数ですとか学校の数が幾らですよだとか、あとは今回もやっている、よくやっている起債を借りたときの借金の支払いの部分、幾ら払っているかというやつ見ているだとか、そういうやつが基本的には普通交付税で算定されております。特別交付税につきましてはそれ以外の部分で、特別交付税はその中で2種類あって、いわゆる僕たちがルール分、かかった経費について幾ら見ますよというやつが1つあります。うちでいくと、例えば地籍調査については自治体持ち出し分の95%が特別交付税で措置されるという形になっています。あと、地域おこし協力隊の方々の人件費と活動費用のうち、ちょっと金額が定かではないのですが、昔はたしか300万円だったと思うのですが、今400万円に増えたのかな、そういう形の部分については上限が400万まで面倒見ますよという部分がいわゆるルール分で、特殊事情という部分がもう一つありまして、これについてはいろんな算定部分あるのですが、例えば除雪の費用、こういう部分が幾らかかりますかですとか、いっぱい来るのですよね、調査が来て。そこの部分については、報告はいっぱいするのですけれども、ルール分と違って、どの経費に対して幾ら国が見てくれましたかというのは、あまりいい言い方ではないかもしれないのですが、ブラックボックスになっていて、うちは一生懸命報告出しているのですが、これだけ出した金額のうち、これぐらいという形で交付されてしまいますので、それは本当特殊事情という部分で措置される部分が幾ら見られているか分からないのですが、さっき言った除雪ですとか、いろんな部分が算定根拠にはたくさんなっていて、それぐらい入ってきている形になります。うちでいくと、大体普通交付税で30億弱ぐらい、特別交付税で2億ちょっとぐ

らいが大体毎年入ってきている形になっていまして、普通交付税については去年よりは今年のほうがちょっと多くなってきました。新しい項目が1つ増えたので増えていたというのがあるのですけれども、交付税については毎年度、要は国のルールの中で、所得税ですとか、そういう部分の何%、何%と積んだ部分で総枠で国が予算化したものを各町村から出した数値に基づいて配分されるという形になっていきますので、普通交付税は大体毎年7月ぐらいに確定して、特別交付税については12月に先ほどお話ししたルール分が提示されて、残った分が3月に交付されるという形になっています。

小寺委員 ということは、例えば今年度7月に決まって、例えば9月、特別交付税とかもそれは次の年度の交付税が決まるということですか、その年度の交付税が例えば7月に決まるのか、それとも7月に次の年度の交付金が決まるのかというのは、これから予算をつくっていく中で積み上げていく、歳出もありますけれども、歳入の計算もそれによって変わってきますよね、そのときに、3月に来年の予算をやるのですけれども、信頼して歳入これだけ来るのですよね、町税も含めて分からない中でつくるのですけれども、どれぐらい信頼していいかと言ったら変ですけれども、という面で聞くのですけれども、次の年度のが前年度にちゃんと分かるのか、それとも年度始まってから決まってくるのか、その辺はいかがですか。

大平課長 まず、普通交付税も特別交付税もそうなのですけれども、まず普通交付税、先ほども申しあげました7月に決まりますよというのは、今年の7月に決まったのは今年度分、令和5年度分のが今年の7月に全市町村確定という形になっています。特別交付税につきましても、今12月と言ったのが今年の分の交付される特別交付税がまず12月に1回、3月に1回、それ決まった分がその年度中に入ってくるという形になっています。まず、それが1点。先ほど信用してという部分出てくるのですけれども、普通交付税の算定根拠につきましても、何かの機会に見に来ていただく時間あれば見に来ていただきたいのですけれども、毎年度両面コピー取っても300ページぐらいの計算式が入って、使う数字は少ないのですけれども、人口ですとか、さっき言った児童・生徒とかになってくるのです

けれども、いろんなものに各町村の数字が当てはめられて、計算をして一つ一つの項目に幾ら交付税の対象になるのというのをつくりながら、歳出側は。歳入側は、基準財政収入額という部分については一般的に町税、税収どれぐらいもらえるのというやつの算定する。それを合わせると大体300ページぐらいになっているのを報告数値は前の年の今から、来年度用のやつを今のうちから羽幌町さんのこの数字はどうなりますかというのは今から報告をしていって、最終的に修正の部分を確認されて、7月の頭にさっき言った300ページ分ぐらいのものが、エクセルとかではなくて自分たちで手計算しなければならないただのペーパーで来ます。数式は入っていますけれども、それをやって交付税算定してという形でまず今年度には来ます。来年度予算、ではどうするのといったときに、今お話ししたとおり300ページぐらいのやつに単純に数値を入れても費用の計算するとき、ではこの経費については例えば人口だったら1人当たり幾らにしますというのが今全然分からない。来年になったときに初めてこの数値については1人当たり幾らですよというやつが国から示されてくるので、今一生懸命つくっても来年これぐらいというのはなかなか見えてこないの、毎年度予算で皆さんにお願いしますと出すときは国のほうで毎年度の、交付税なので、総務省のほうで予算を上げて、大体これぐらい確保しましたよと、地方交付税の総枠で何兆円となったときに、対前年度比でよく言われる出口ベース、各自治体に配る分で例えば2%増ですよという形で公表されます。一般的には総枠が前年度より2%増えているよと、出口ベースで2%多く出しますよと言っているの、みんなが平均的に2%でとやれば全然いいのですけれども、先ほど説明したいろんなものの数値を入れなければならない。数値が変わると、出口ベースで2%増えると言われても、もしかすると羽幌町にしてはいろんなものが、例えば住民基本台帳上の数字が減っていますよとか、児童・生徒の数が減っていますよとなると、2%多く予算組んでいるよと言われても計算式は同じなので、何かが減っていると2%多くは来なくなってしまうので、さすがにそこまでは見れない。すぐ分かる起債の償還とかでいくと、跳ね返りの大きい過疎債とか、ある程度償還終わって来年減るなどかとなるとその分も減ってしまいますので、総枠で2%増と言われても、それを素直にそうだねと予算組んでいくと、30億の予算なので、2%違うだけでもすごい誤差出てしまいますので、

財政としては出口ベースでこれぐらいと言われてはいますが、幾ら頑張っても前年度並みかなとか、今言ったようにいろんな数値がまず下がっているのが見えていけば、減っている金額より少なめにとりいう形で大体予算は上げております。おうちに帰られて予算書あればちょっと見ていただければいいのですけれども、上げてはいます。最近交付税増えていますので、微妙に予算上は上げてはいますが、国が言っている対前年の決定額の何%増というのは、ちょっとというか、大分怖いので、そこまではしていないので、抑えぎみにやっています。そこで歳入の欠損出ても困りますので、そこは抑えぎみ。特別交付税につきましても、大きいのがルールではない特殊事情のほうなものですから、そっちのほうも多くは出せない形になって、交付税総枠の中で普通交付税と特別交付税と中で分けられていますので、一応色分けされているので、国のほうは予算化していますので、幾らうちがいろんなもの欲しいと出しても、そもそもの枠がこれだけしかないの、あとは各自治体からの取り合いになってしまう。増えたりしませんから、そこも特別交付税は余計、2億ちょっとしかないの、そこも大きく見ると影響してしまいますので、そこも抑えぎみで出していますので、少なくとも予算で提示させていただいた金額が来なかったの、ほかの基金から何とか予算組みたいのですけれどもということは間違ってもしないようにしなければならぬと思っていますので、最低限そういうことのない予算で上げさせていただいているというふうに捉えていただければありがたいなと思います。

磯野委員

特別交付税の話なのですけれども、課長おっしゃったようにどれが幾ら来ているというのはなかなか難しいという話は前回もちょっと聞いた話なのですけれども、1つだけ具体的に例を挙げて聞きたいのですけれども、フェリーの赤字を国が全部持っていたやつが国が半分、道が4分の1、町が4分の1持ちなさいよというような話になったときに、そのときの行政側の説明で、これ特別交付税で補填されますよという話だったので。当時から見ると赤字もどんどん、どんどん増えてきているので、確認したかったのは、今でもそういう認識で、特別交付税で補填されていますよという認識でいいのかどうかというの。それと、当時およそ7,000万だとか1億ぐらいの赤字だったのがもう3億ぐらいになってきている。そうなったときに、特別交付税というのはそれに比例して上が

っていくものなのか、そののところだけちょっと。

大平課長 今離島航路の部分なのですけれども、特別交付税のルール分に入っているのは間違いないです。ただ、すみません、100%見てくれているのかというのは、地積の部分の95%だとか、その辺の率については手元にないのであれなのですけれども、基本的にはルール分なので、そこについては間違いなく特別交付税で算定されているので、その分については増えたとしてもそこは見てくれているというのは間違いないです。ただ、先ほども話していますけれども、特別交付税、交付税全体というのは国が押さえた枠の中でしか動けないので、普通交付税を算定して、これですよ、差引き何十億ですとなっても、最終的には総枠で動くものですから、率で0.何ぼ掛けて減額しています。毎年大体減ったりするのです。なので、特別交付税についてもルール分は間違いなく算定されて、羽幌町さんにはこれだけ交付税、特別交付税でちゃんと出していますよというやつは間違いないのですけれども、総枠でいったときにもしかすると総枠が足りなくなるというか、そっちのルール分でたくさん出てくると特殊事情の部分が減ってきますので、そっちのほうで減っているということもあるのかもしれないというふうに思っています。

阿部委員 3ページのグラフ、歳出の部分で、先ほどから扶助費であったり公債費の部分で話ありまして、人件費も合わせて義務的経費は現在35.1%で、投資的経費含めたその他経費で64.9という数字で出ていますけれども、理想的な割合ってこういうのであるものなのかどうなのか教えていただきたい。

大平課長 経費について理想的な部分が幾らというのはあまり、各自治体いろいろあるので、出てこないと思うのです。どちらかという、たまたま今回性質別で出していますけれども、よく言われるのが経常収支比率が幾らなの、要は一般財源でどれだけやっているのという部分で、そこにいろんなもの充てていますけれども、今回これ出しているやつよりも経常収支比率がうちでいくともう80幾らとなっていますので、そういったところでいくとももその自治体事業する部分では大分硬直化してしまっていますので、8割ちょっとはお金ほぼ決まっていますので、残

りの20%以内でしか事業ができないような形になっていますので、どちらかという義務的経費もそうなのですけれども、どうなのだろうというはあるかもしれませんが、町の状況どうかなというときは経常収支比率とかを見ていただいて、硬直化しているよとなると事業の見直しというのも本当に出てくるかもしれませんが、そういうところを見ていただければ、なるだけ義務的経費はちっちゃいほうが皆さんも、どうしてもこの経費については簡単に削りますとできない経費ですので、増えないのが一番いいとは思いますが、抑えられるのは公債費は頑張って抑えたいとは思っていますけれども、なかなか。幾らなら安心かなというのは、ちょっと難しい数字かなと思っています。

阿部委員

今課長のほうからも経常収支比率の部分で言って、どうしても硬直化というか、ある程度自由に使えるのを新たに何かをとるところで、どうしても難しくなってくると思うのですが、確かにこのグラフだけでいえば扶助費にしても公債費にしても、当然町民にとって必要な部分であったり、必要な建物、各産業に必要な部分というのもやっているので、そこを簡単に下げるというのもなかなか難しいとは思いますが、どうしても今までの話を聞いてくると羽幌町のこの先、では何か新しいこととなったときに難しくなってくるのかなと思うのですが、今役場内部で例えば事業のどんどん見直し、本当に必要か、必要でないか、利用があるのかどうかという部分で結構そういうのは頻繁にされてきているのかどうかお聞きしたいなと思います。

大平課長

事務事業を見直しかける、それによって財源も確保したいという形で、現町長はそういう形で選挙とかも話していましたので、事務事業の見直しについては正直財政のほうではないものですから、これがとかあれがとはちょっと言えないのですが、基本的にはほかの所管のところで各課に言って見直しとか進めるようにやっていますので、どこまでやれるのかというのちょっと僕のほうで把握していないので、何とも言えないのですが、どっちにしてもそういう形で現トップもそういうことをやることによって財源確保して新しい事業に使いたいと言っていますので、そういった部分はもしかすると今年いきなりというのはなかなか難しいのかもしれないですが、そこについてはこれからも進

むし、進めないと本当になかなか新たな財源をすぐに確保というのは難しいと思いますので、そういった見直しについては今後も進められるというふうには思っています。

阿部委員

分かりました。あと、6ページの部分、地方債制度の中で地方債機能のところの③ですか、世代間の公平ということで、当然今建てているものも将来にわたって使うから、将来の人にもという部分のあれなのですが、そのための公共施設マネジメントというか、そういった部分でも考えて、例えば先ほどの公債費の部分だったのですけれども、あっと思ったのは、今回天売の部分で工期を3年間に延ばしたということで、そうすることによって多少負担も変わってくるのかなと思うのですが、例えば今まで市街地区においても2年ぐらいで無理してやっていたのを3年に延ばしてとか、そういった話とかも今後出てくるものなのかどうなのかお聞きしたいなと思います。

大平課長

一概にすぐに2年だったら3年という形になるかというのはいろいろあると思うのですが、基本的には財源がきつから3年にしましょかというのは、利用する方々のほうでいうと財源だけでぱっと出しますかという形はちょっと難しいのかなと思っています。ただ、どちらにしても現状でいくといろんなものを建てるときに短いスパンで建てるというのがだんだん難しくなっているのかなというふうには思っていますので、延ばすことによって今度経費がかさむという部分も出てきてしまいますので、資材部分よりも管理費が増えるですとか、そういった部分で全体経費が増えるとなると、それはそれで後々厳しい部分もあるかもしれませんので、その辺は状況を見ながら、できるだけ単年度で短い年度で終われば終わらせたほうが利用される方々の利便性は上がるでしょうし、財源が乏しいから3年というのは、あまりそういうことは言わないで、本当にできるのであれば2年なら2年、3年なら3年、そもその部分でいける部分でという形でいくのではないのかなという感じが。

阿部委員

財政的な部分で延ばすということではなく、たまたまというか、今の業界的な部分でいくとちょっと短くぎゅっとやってしまうとあっちもこっ

ちも人がいなくてみたいな感じで、資材もそうですけれども、やっぱり人が困っているという部分もあるので、今後状況見ながら、ぜひそういった部分考えていただきたいと思うのと、あと7ページの地方債の種類の部分で辺地対策事業債、辺地債、自分も議員になってからこういったもの、今まで離島地区だけだったのが去年ぐらいからでしたか、原野のほうもということで、今後どんどん、どんどんそういった、原野も今全部でしたっけ、一部分でしたっけ、そういうのはこれから有意義なものだと思うので、一応該当するにしてもルールはあると思うのですけれども、今後そういったのも見直ししながら、できるだけ有利な方法というのに変えていくのかどうなのかだけお聞きしたいと思います。

大平課長

辺地の計画をつくっているのは地域振興のほうでつくっているのですけれども、昔でいうと築別のほうも計画つくれるだけの人口ですとか、そういう部分があって当時はつくれたので、そっちもつくっていたのです。どこかの時点で該当にならなくて、もう計画ができません。今回でいくと寿とか中央とか、そこら辺が当てはまるという形になりましたので、計画をつくって、そこでやる事業については辺地債使える形にはなっています。できるだけ有利なものを使いたいし、使ってほしいなどというのがあるのですけれども、なかなか判断が難しくなってくるのが、過疎債でいくと総枠で5,800億ぐらいですよ、それが辺地債になると桁が減りまして500億ないぐらいだったのではないかなと思うのです。そうなったときに、要望を上げて、今過疎でも当初は100%充当は無理ですとかと言われていたりすることもあるので、そうなったときに辺地でいったのだけれども、100%当たらなくてとなってしまうとそれはそれでちょっと財源が厳しくなるので、使うときの羽幌町としてその年度何があるかを見て、使うものが辺地使用としたら幾らになるというのを見たときに、あまりにも多いとちょっと向かえないかな。ですので、今年でいくと申請でいくと今まで過疎で出していた農業、農村は辺地で上げてやってはいるのですけれども、超えてしまう部分が入ったときに黙っていても億超えの申請になるので、2つとか出したときとなればおっかないので、その辺はバランス見ながら、間違いなく財源確保できるほうで、できることなら辺地で向かって、少しでも跳ね返りがいいとか、持ち出しが少しでも減るのではないかというほうにいきたいのはいきたいですし、出そう

とは思っているのですけれども、それがその年度、年度のうちが必要とする部分、何があるのか見ながら向かっていくしかないかなというふう
に思っています。

金木委員長 まだ阿部さんの質疑続きますが、この後まだ発言のある方いらっしゃいますか、いらっしゃらないかな。
私のほうも3点ほどあるので、暫時休憩にしたいと思います。40分まで休憩いたします。暫時休憩。

(休憩 14:33~14:39)

金木委員長 それでは、全員いらっしゃるようですので、休憩前に引き続き会議を再開します。

阿部委員 最後に、過疎対策事業債でソフト、よく枠がある、8,000万ぐらいでしたっけ。そこにいろいろな事業もやられているわけですけれども、気になるのが今後その充てれる金額とかも減ってくるものなのかどうなのかお聞きしたいと思います。

大平課長 過疎債のソフト部分ですけれども、基本的には算定根拠でいくと過去3年分の交付税の算定に使っている基準財政需要額と基準財政収入額、その部分に一定の率を掛けて借入限度額が出てくるのですけれども、国調人口の関係で、5年に1回やるので、人口が5年単位でずどんと減ったときに、そのままいってしまうと本当に大きく減るので、今軽減措置かけながらやっていっているのです。それで、少しずつ落ちていって、今で8,100万ぐらい入っているのですけれども、これもちょっとずつ、先ほど言った軽減かけながらやっていますので、ちょっとずつ減っていくという感じになっています。これがまた国調人口、交付税は国調人口が多く使われますので、次の国調人口を使うとなったときにはまた算定根拠が下がるとお思いますので、そういったところでいくと過疎ソフト自体もどうしても、算定根拠は交付税使っていますので、そこも減るというふうには思っています。

阿部委員 どうしても減ってしまうと今までの事業の規模でやるのが難しくなってくると思うので、当然入ってくる額に合わせて事業のほうの見直しもかけながら、継続できるものは継続していくという考えでいいのかどうかお聞きします。

大平課長 事業の選択という部分であるとトップの判断とか出てきますので、基本的には今既存の事業に全て充てていますので、あとはその部分を総枠でどこに何をというのを増減させながら今は動いています。これに新しい事業を過疎ソフトでやるとなるとどうしてもどこかの部分が、何かが入ると何かが出ていかないと総枠が減るだけなので、そのときに過疎ソフト以外の財源、今担当課で頑張っていますけれども、ふるさと納税等々がもし増えてくるようであれば、過疎ソフトはこの事業、ただふるさと納税が増えたのでこっちとかという形にはできると思いますので、そういった意味で違う財源を充てながらというのもあると思うので、すぐにたくさん増えるからこっちへ充てれますよというのはちょっと今言えないですけども、そういった部分が増えてくれば、同じ事業をやっているでも過疎ソフトの部分はこっちとかと、色分けというか、すみ分けがまたできると思いますので、間違いなく減ってはいくのですけれども、減ってしまったから全部やめるとか、そういうことではないと思いますので、充てている事業の充て方が変わるだけで、減ったからといって何かをやめるというのは多分選択肢にはないのではないかなとは思っています。

阿部委員 最後にしますけれども、どうしてもこの話をしていくと暗くなってしまうと言ったらあれですけども、ただやっぱり継続してもらえるところは継続してもらいたいですし、時代に合わせて新しいもの、どんどん必要となるものも出てくると思いますので、そこは当然財政、財務課のうまさといいますか、テクニックといいますか、そういったところでやっていただきたいと思いますけれども、今課長のほうからふるさと納税という話もありましたので、町長も今かなり力入れてやっていきたいという話もしたし、あとクラウドファンディングで結構、今もやっている事業もあたりもしたのかなとも思いますけれども、そういったできるだけいろいろな財源を充てながら、ぜひ今後もやっていただきたいと思

ますので、よろしく申し上げます。

磯野委員 離島の部分なのですけれども、こういう補助事業だとかいろいろあって、以前から離島振興法というのあるのですけれども、今年改正離島振興法ができて、少し補助金だとか増えているのですけれども、これらに関する使いでみたいのというのはどうなのですか。例えば、さっきの話に戻るけれども、学校建てるのに焼尻小中学校だと学校として補助金5割出るはずが全然出ないだとか、そういうときというのはこういう離島振興法に関わる補助金みたいなものって使えないものなのですか。

大平課長 細かいところまではちょっと僕も押さえていない部分があるので、間違っていると後で問題になってしまうのであれですけれども、基本的には何か事業をやるときには所管しているのがメインでやっているのは地域振興ですけれども、何か事業がとなれば、使えないかどうかというのはすぐに検討していますので、使えそうなものについては使っている形になっています。使い勝手の部分でいくと、どうしても離島振興法使った補助メニューがあるから、何かという形にはなかなかしづらいと思いますので、事業が決まったときに財源として充てれるかという話になりますので、基本的には離島振興法の交付金だけではなくて、何か動くときは本当に各課みんな、自分の課ではないけれども、どこか使えそうなものないという話はしますので、少しでも財源があれば何でもやりやすいので、そこは離島の交付金だけではなくて、何かやるときはどこかの交付金使えないか、それは各課でも考えていますので、なるだけ一般財源の持ち出しが減る形でやりたいと思っていますので、離島の部分、何か使えそうなやつは地域振興のほうで選んで動いてくれていると思っています。

逢坂委員 ちょっと教えてほしいのですけれども、関連質問になるかなと思うのですけれども、町債の借入れと償還額の推移ということで、一応平成28年、29年、借入れ多くなって10億そこそこ。これから、先ほどもちょっと磯野委員からもお話あった大きな事業があるというふうになると、羽幌町で例えばの話借入れを、地方債を起こせる限度額というか、そういうものは年度を別にして起こすと思うのですけれども、それは分かるのです

けれども、限度額ってここでいうと10億ぐらいが今最高の額なのですからけれども、例えば15億、20億というパターンにはなれるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思って。

大平課長

まず、借り入れるものが財政的なものの償還を考えてどうかというと、10億のものを例えば単年度で借りたときに全部が過疎ですよということ、単純に今の償還額に1億数千万円、元金だけで。今うちのほうでいくと据置きできるのですけれども、据置きしてしまうと残った年数で償還する元金が増えるので、うち今据置きしないで翌年から元金も含めて返しています。そこでいったとしても、借りるかどうかは別として15億過疎ですよということ単純に1億数千万円増えて、これが交付税で70%見てくれるよと言われても、僕らでいくと交付税に入る70ではなくて入らない30%は幾らなのと計算しますので、本当単純に交付税が70%きっちり来たとしても30%分、1億円でいくと毎年3,000万、ぼんと今より増える。その分だけで増えるというのはかなり厳しいなというのがありますので、15億というのは、借りれるか借りれないかは別として現実的には難しいのではないのかなという気はします。何かがあって、特定財源ほかも入ってきて、何か回せるよというのあれば、もしどうしてもそこで15億という形になれば、それまでの間に減債基金ですとか、そういうものにちょっと積ませておいていただいて、償還に合わせてそっちのほうを取り崩して行って、なるだけ一般財源に影響ない形だとか、そういうのを見ながらいかないと、例えば来年度10億となったときにそれは無理かなというふうになってしまうというふうには思っております。

逢坂委員

それであれば課長の説明大体分かるのですけれども、ソフト、ハード、両方合わせて過疎債、または辺地債使っているいろいろとあると思うのだけれども、起こせる地方債というのは15億は無理だとなると、どこかを我慢してもらって、例えば大きな事業やるときにハード、ソフト含めて地方債起こせる部分は起こしながらやる。財務課の考えとしてやるということで、これから大きな3つ、10年後になると役場庁舎も含めて大きなものがたくさんめじろ押しであるわけなのですからけれども、10億というのはめど、財務課としてここにある平成28年、29年の10億というのは大体めどというか、この程度からというものはあるのですか、その辺ちょっ

と教えてほしいなど。

大平課長 小学校をやったときって、その先そんなに、公民館は予定していたと思うのですけれども、連チャンでというか、マネジメントでいったときも、あのときの計画自体のお金の計算として根拠になる部分が国の平均的な単価使っていたと思うのです。なので、見た目はちっちゃいのですけれども、実際に武道館建て替えしたときも当初のやつよりはすごく大きな金額になってしまって、大丈夫なのという、皆さんにはご心配かけたこともあると思うのですけれども、まずここで例えば10億やっても、あと少し抑えるよというのであればいけるのかな。ただ、10億、15億いったとして、次の年もまたあまり変わらないでとなると償還するだけで、起債の償還分だけで結構な財源持っていかれてしまいますので、財政担当とするとそこで大丈夫ですよというのはなかなか言えないのかなというので、先ほども説明しましたけれども、いろんなところに約束して動いている部分はなかなかやめると言うてはいけないので、どこかで見直しかけるときなら、ちょっとストップとかあるかもしれないのですけれども、もう既に予定組まれて動いている部分は羽幌町の都合だけで止めるというのはできないと思いますので、そういうのを見ながら、本当に長期的な部分である程度今年度まではこういうのがありますよと、そこを本当に埋めていきながら、できるだけこういう突出する年がない形で運営していかざるを得ないのかなというふうには財政担当としては思っています。

村田委員 確認も含めて勉強と思って、まず1ページ目でも3ページ目でもいいのですが、ここの歳入の中に町税から始まって、最後その他依存財源までという中で分かりづらい、こういうのが入っているのだなどは分かるのですが、その他自主財源、その他依存財源というのが何億かずつあるのですけれども、これの主なものってまず何がここに入ってくるのか。

大平課長 自主財源のほう、その他の部分でいきますと、予算書、後ほどあれだと思いののですけれども、予算書でいくと分担金及び負担金という部分があります。まず、これが1つ、その次でいくと財産収入、その次が寄附金、その次が繰越金、最後に諸収入、この辺がその他自主財源という形にま

ずなります。その他依存財源になりますと、地方譲与税、予算書の大体上からいきたいと思うのですけれども、その次でいくと利子割交付金、次が配当割交付金、次が株式等譲渡所得割交付金、今あれでしたら、予算書の科目でいくと地方譲与税って2款のはずなのです。2款の地方譲与税から、今うちでいくと9款に地方特例交付金というのが出てきますので、まず2款から9款までが依存財源で、その次が交付税になっていますので、そこを飛ばして次が11款に出てくる交通安全対策特別交付金、そこまでが依存財源だというふうに思っただけならば。

村田委員

これでいくと、先ほどから出ていますけれども、歳出のほうの人件費、今でいくと令和4年でいくと11億、平成23年からいってもさほど上がっていないような状態できていますけれども、先ほど課長のお話の中で今は何とか交付金でも何でもキープしているという中で、どこかで必ず下がってくるといったときに、ここの人件費という部分も、パーセンテージで今16%というところを、まさかこれが25%ということになるとやりたいこともできなくなるという一つになっていくと思うのですけれども、ここら辺は将来的な考え方というのか、見通しでもいいのですけれども、どういう形で、このパーセンテージを十一、二ぐらいで抑えていくことが可能だとすればどういうことをしていけば維持していけるのか、何かあれば、なかなか私としても厳しいなと思うのですけれども、どこかでそういうことも、給料は上がる、ここの部分でいくと要は予算が減っていく、ではデジタル化で補うとか、いろんなこともあると思うのだけれども、何かそういうことで考えとか方向性があればお答えいただきたいなと思うのですけれども。

大平課長

人件費に関してなかなか僕もお答えしづらい部分があるのですけれども、この人件費の部分なのですけれども、今の会計年度任用職員さんたちも報酬等々は人件費という形になっています。昔、言い方あれですけれども、臨時職員さんでやっていたとき賃金で払っているときは、あれは分析すると物件費になりますよね、そういう部分が組み替えられたので、その部分がまず増えてきていますよというのが1点ですけれども、先ほど議長もおっしゃるとおり、ここからいくと、職員についてはある程度補充をしていかないと、どこかの年代がすぽっといないという形は行政

としてはなかなか難しいので、一定程度は職員の採用というのはいくのだろうなどは思っています。ただ、人口も減っていくという部分でいくと、町長なんかもいろいろなやつでICTだとか、いろんなの活用しながら事業を進めたいという話ししていますので、そういった部分でできる部分については事務事業の効率化を図るという部分で、人がどうかというの、すぐ来るかどうかというのは何とも言えないですけども、どうしても人が足りないことによって職員の時間外等も発生するという部分も全部人件費にかかってきますので、そういった部分で事務だとか、そういう部分の効率化、見直し、そういうことをすることによって職員のやりくりもそれなりになれば、そんなに伸びないでもいけるのかなというふうには、定数だとかどうするかとなるとちょっと僕のほうではあれなので何とも言えないですけども、そういった部分でなると抑制していくという部分はこれからは出てくるのではないかとこのように思っています。

村田委員 5ページのところで、ここには過疎債なり辺地債なりいろんな、緊防債なり使った部分が出ているのですが、この中にはかなりのものがお金を借りる前に国庫支出金なり交付金なり補助金で埋められて、その残りを借りるということなので、聞き方としては何もそういうものがなく、起債だけで行っている事業ってあれば、この中でどういうものが、グラウンドは除いていいです、分かっていますので。

大平課長 直近でいくと、令和元年度の武道館、これは社会教育施設という部分でいくと交付金等々がないのが多いので、たしか武道館は交付金なしでやったのではないかなというふうに思っています。あと、令和2年度が一番端になりますけれども、公適債使っている福寿川の護岸整備、これも何もなかったもので、たまたまちょうどこの年度ぐらいから公適債のメニューとして河川改修も入ったので、そこでこれ活用したというふうに思っています。あとは、29年度のバラ園の改修、これも補助メニューがなくて、過疎債だけでやったというふうに記憶しています。あと、平成30年度の公民館の舞台照明ですとか、なかなか社会教育施設等々は交付金のメニューがないという部分がありますので、そういった部分については起債だけでという形にしています。基本的には、先ほど委員おっしゃ

られたとおり、なるだけ補助を探してもらって、足りない分だけでいくというのが基本的には原則としてやっていますので、ない部分については仕方ないので、そこは入れているという形になっております。

村田委員 武道館が何もなかったというのがちょっとびっくりしたのですがけれども、こういうのはスポーツ関係のそういう施設でスポーツ公園の整備だとか、そういう部類に入っている、こっち側はもらう、欲しいほうだからあれだけでも、あってもいいのかなと思うものが入っていないというのはちょっとびっくりしました。

大平課長 ちょっと今自信がなくなってきたのですがけれども、たしか武道館は公的な補助金がなくて、一部totoの交付金、totoくじの交付金は一部入れていたのではないかな。ただ、いわゆる国庫補助金とかという部分はなくて、民間で使えるもの、そこは使ったというふうに思います。金額まで、資料持ってきていないので何とも言えないのですが、そういうやつはあったと思いますけれども、なかなかない状態です。

村田委員 ちょっと細かいというか、これは産業団体でよく町にお願いして、箱物のときに国の補助金使ったら、そのまた4分の1ぐらい何とかお願いしますよというところのものが、これは佐藤委員も分かっているからあれですがけれども、こういう町側が考えているものと違うところで変な話突発的に出てきてもらうとなかなか対応しづらいということあると思うのです。農協なんかだとそういうことをしていかないと農業者の所得上げるのにとかいろいろなことがあるので、極端な話、ざっくりばらんな話ですがけれども、お願いされてから、こういう事業したいのですということがあってから何年であれば過疎債なりにつないでいきやすいのか、その事業の中身にもよるのか、そこら辺分かる範囲でいいので、教えていただければ。

大平課長 まず、やる事業自体が過疎ですとか辺地に合致するかどうかという、そこからスタートになるのですがけれども、あとはまず最低限予算要求までには言うただけると、例えば来年どうしてもすぐ必要だということであれば、まずは予算要求くらいまでいただければ、予算のときに基本

的には産業団体さんのほうに補助金という形で出すほうは補助金という形で出しますので、あとは財源として過疎が充てれるのであれば過疎債充てれるかな、過疎ではなくて辺地もいけそうなら、先ほど言ったように有利だったら辺地からという形はまずはぎりぎり考えられます。どうしても起債の申請自体が、例えば今年5年度だとすると毎年5年度分の起債を貸してほしいのだけれどもと申請するのが4月になります。4月の上旬には振興局経由で北海道、国という形でいきます。国のほうから、では羽幌町さんは、基本的には都道府県にまず下りてくるみたいなので、そこら辺で満額いいよと言われるのか、ちょっと枠足りないから、少し減らすねというのは出てくるのですけれども、返事が来るのが4月に出しても8月とか、そこらぐらいに返事が来ます。それがまず年度当初1回目、もう一回来るのが12月の頭なののですけれども、そこは2次募集という形になるので、国のほうで春先に上げた分、全部ではなくて一部残した上での配当をする形になっているので、2次分については1次で決めた分の、入札とかをすると減っていくので、そこはちょっと残るよね、残った分ともともと残した分とで使える範囲で使えそうならどうぞと。ただ、幾ら使えるというのは来ないものですから、出すだけ出して、返事来るのが3月です。なので、年度中にやるという形で走り出して、予算はつけて走り出しても、もしかすると100%当たらないかもしれないとなるので、できれば、2次で手を挙げるのは物すごく至難の業になってしまうので、幾ら遅くてもできれば前の年の予算要求、例えば来年やりたいということであれば、ちょうど今ぐらいの時期には担当課のほうで予算要求をパソコンに一生懸命打ち込んでいますので、そこぐらいにはないと基本的には大分厳しいのかな。よっぽどであれば、4月に起債の申請を上げる前までに分かると、国のほうも申請だけだったらゼロ予算でもいいよとなるのはなるのです。その代わりに、今基本的に起債は比率が悪くないところは起債を起こしたいのだけれどもと、どうしてほしいと、国のほうでいいよ、同意するよという形になるので、取りあえずは最悪4月のときにゼロ予算でも6月補正までにはすると申請、予算なくてもだしてもいいよとは言ってくれるのですけれども、ただその段階になるといろんな部署から結構わちゃわちゃするので、できれば予算要求までには上げていただけると対応は検討できるのかな。ただ、財政担当という立場で言うと、今いろんな事業が立て込んできていますので、

早ければ早いほど、言っておいていただければそこに組み込んでおいてというのができるので、3年後にこれ予定しているとかと言っていただければ、こういうのもあるなというのを踏みながら、理事者が何かあったときも何かこういうのが来ていましたよねという話ができるので、早ければ幾ら早くても財政担当は困らないのですけれども、遅くてもというのは予算要求までには所管するところに上げておいていただければ助かるなというのがあります。

村田委員　　まずは、先ほど課長がお話ししたソフト事業の枠の関係とか、あと先ほど言った島の教育関係は過疎しか使えないからとか、それから辺地が全額無理だから、何ぼかは過疎を借りるとかという、組み替えたり、こうしたり、なるべく当たるようにというお話なのですけれども、これは例えばのというか、今自分たちが受益者として受けている農業の整備事業は長くかかる。今ちょうど、申し訳ないですけれども、だんだん今事業費上がって、町の持ち分もちょうど大きくなる段階の中で、たまたま過疎債が使えるようになりましたけれども、先ほど言ったように枠があるとかという話で、今年は辺地だけれども、来年の例えば5,000万のうちの3,000万は過疎にするわとかと、毎年継続事業でそういうやり取りとか、そういうことも可能なかどうか、まず1点。

大平課長　　今委員言われたとおり、なかなかうちのほうもほかの事業の兼ね合い見ながら、どっちで申請しようかなとなったときに、少なくとも農業、農村についてはできれば辺地でいきたいのですけれども、島が絡んでくると後で当たらないというのは困ってしまうので、状況を見ながら、過疎に戻したりだとか、そこについては別にメニューどっちでも使えるので、どうしてこっちが今回過疎で今回辺地なのという形でつかれることはないので、そこは自治体の要望で出せますので、そこは問題なくいけるというのは。

村田委員　　次に、同じ7ページの地方債の関係で4番目のところに充当率の部分は90%、交付税の算入率が除却はゼロというふうになっているのですけれども、今実際に羽幌町で使っている除却の過疎債、2つあると思うのです。空き家対策は除却ばかりではないから、ちょっと中身分からないの

ですけれども、除却ゼロという部分は自分の認識としては、建物を例えば公営住宅でも何でも壊して、何かをそこに建てるとか、何かに利用するとかとなると除却してもその部分の中に組み入れられてオーケーだということがあったと思うのですけれども、それは事実か、すみません。

大平課長

まず、公適債の除却の部分なのですけれども、基本的に、先ほど委員言われましたけれども、うちでいくと過疎のソフトを使って公共施設解体しますよ、そこでいけば過疎なので、7割交付税で算入されますよ。ただ、どうしても枠が総枠で8,000万ぐらいしかないので、あまりにも金額が大きいときは公適債の除却を使っています。ここでいくと、29年度に旧火葬場の解体しています。そのときは、ただただ古いところの解体だったので、そこは公適債使って、ただ借金しよって潰したという形になっています。あともう一点、先ほど委員が言われた今ある施設を解体して、そこに何かを建てますよというときは、使う起債ごとにまたいろいろありますけれども、大原則はそこの場所を使わないと駄目なのですよと、土地がもうないものですから、そこでということであれば基本的には一つの事業として見てもらえますので、解体も起債の対象になりますので、全体事業の一つなので、例えば天売の複合化施設建てるときに、もともと建っていた教員住宅はもう解体しないと建てられませんということだったので、そのときは今やっている複合施設の面積案分、高校とそれ以外の部分の面積案分をかけて、解体費用も過疎と辺地を使って解体で基礎を上げて、交付税の算定には入れてもらっている形になっています。公営住宅も今あるところで建て替えというやつは、あちらのほうにいくと解体費用もまずは国庫補助金、社交金が当たって、残った分起債充ててという形でオーケーとなっていますので、できるだけそういうものが活用できるやつは上手に活用できるのを活用して、なるだけ除却の起債はなるべく使いたくないなどは思っているのですけれども、先ほどの火葬場ですとか、あとは幌北小学校を解体したときも校舎と体育館と一遍にやるとあまりにも金額が大きくて、過疎債のソフトだけだとすごいことになってしまうので、解体の仕方を分けて、どちらかを過疎ソフトでどちらかを除却という形で、どうしようもない部分は使いますけれども、なるだけただの借金という形は使わない形ではしたいなどは思っています。

村田委員 最後、もう一個だけ、今まで空き家対策なんかは同じソフト事業の形で進んできた中で、自分の認識としては例えば空き家を壊す件数が多くて30件も40件もあって、最初つけた当初予算で間に合わなかったらどうするのですかという質問をしたときは、補正予算組んででもそれは壊してもらいますということで、たしか2回か3回、議会で補正組んで何百万かつけた経緯があると思うのですけれども、もともと起債を使ってやろうと思っているところに事業枠が増えて、足りないからって補正組んだときに、またそこに起債でそこを足すことができるのか、やっぱりそうだと自主財源しかないのか、そこら辺のルールとしてはどういうことになっているのですか。

大平課長 まず、過疎のソフトですので、どこかの事業が膨らんだからといってソフト自体の枠増えませんので、総体の中でやらなければならないとなったときに、解体部分が増えましたよと、増やしたときにほかの充てているところがそんなに使わなかったとなれば、使わなかった分は、例えば100%充てたけれども、減ったから、減った分はそこに回せるので、ソフトで出している事業メニューの中でなるだけやりくりをして動かして、ただそれでもあふれてしまえば持ち出し分が出てきますので、できるだけ充てているところで中身をやりくりしつつ、よっぽど多くなってしまった分についてはそこはどこかが一般財源になっていくと、そういう形になっています。

村田委員 いっぱい細かいこと言ってすみません。終わります。

小寺委員 簡単に、最後のページです。公共施設マネジメント計画、今の町長も議員時代から大分変わっているので、検討から9年で策定から7年ということは約2年間の検討期間があったと捉えています。となると、10年の計画なので、そろそろ始めないといけないのではないかなと思うのですが、いつ頃から始めるのか。ここにあるような見直しとか、当初複合とかも含めた中で用途の変更も含めていろいろあると思うのですけれども、絶対しなければいけない面積ですとか優先順位ですとか、財源ももちろん関わってくるのですけれども、今はまだ動いていないかなとは思っているのですけれども、どれぐらいから検討をスタートするのかなというのがも

し現時点で分かっているならば教えてください。

大平課長

当初は、今こういう状況になってしまいましたけれども、もともとは両島並行で動かして、終わった後公民館、そこまでは固めてしまって、その後のやつをどうしようというのを来年度ぐらいから、アクションプランもともにつくったときは本当に毎年度どこを何しますというのを30年全部当て込んでつくっています。ただ、現実的にはそんな毎年度、今から30年分決めるのは今は無理だなと、当時からいろいろあるかもしれないですけども、今は多分無理だなと。どうするかとなると、今まず思っているのが、今後30年の計画なので、大体もうすぐ10年終わりますから、次の10年とその次の10年、要は11年目からと21年目からとかという部分のやつをまずそこで、この10年でどこを手かけたらいいいのかというのをまず先に大きく決めないとまずいかな、1年ごと決めていくとまたやっぱり動きましたとなってしまいますので、まず10年、10年決めて、そのうちの10年の中の前半の5年でこれぐらい、後半の5年でこういうやつという形でまた細かくして、そういうのをまず大きくやらなければならないなどは思っていたのです。ただ、今この状況になったので、ゼロスタートでもう一回いかなければならないなという状況になっています。ただ、だからといってゆっくりもやれませんので、今年度この時期なので、今年度からはなかなか言えないですけども、遅くても来年度ぐらいからは進めていかないと、まずは見直し部分で本当に今までつくっている計画どおりでなければ駄目なのというところからまずスタートしながら、全庁的な動きして、あと使う方々も出てきますから、なるべく早くに動いて行って、まずはすみ分けと見直しをどうしようという大きいのを決めながら、それと並行で今大きい部分で残っている島の部分と公民館、そこをもう一回見つめ動くしかないのかなと思っています。本当に委員おっしゃるとおり、もう時間ないのではないというのは重々承知していますので、そこは早めに動いて何らかの順番決めたりとか、きっちりした上で進めていきたいなと思っています。

小寺委員

その3つ、大きな3つは計画が変更になるときにそれを重点にした計画としては出されてはいるのですけれども、今まで手つけていなかったものとか、新たにきたものとか、そういうのもあるのでとは思っています。

れども、やっぱり長期的なものを出さなければという大枠の目的があったので、そこも含めて早めに動いて、2年でもまた変わるかもしれないですし、動いてほしいなと思います。それともう一つ、最後がこの下のアクションプランと各計画との調整ということで、新しく出てきたというか、一部事務組合の件です。それは、どっちみち組合なので、例えば衛生施設組合だったら3町村ですし、北留萌消防組合だともっとたくさんの方々の町村との調整が必要なのですけれども、前回ここ何年かでも一部事務組合の動きによって町の計画にもすごく反映、悪い意味で反映されてしまったのです。その影響が島の建設をずらすとかということにもつながっていったので、その辺はそっちは組合だからということではなくて、こっちでも羽幌町としてもしっかりそこは把握しつつ、組合長とか消防のあれも羽幌町長がしているのですけれども、結構でかい事業があると思うのです。ですので、そこは新しい計画をつくる中でしっかり一部事務組合についても入れ込んでいったほうがいいのではないかなというふうに、ここ数年の動きを見て思いました。もし何かあれば。

大平課長

小寺委員おっしゃるとおり、もともと一部事務組合との話がちゃんとなされていて動いていたはずなのがああいった状況になってしまいまして、皆さんにもお叱り受けましたし、町の方々もお叱り受ける状況になってしまった。どっちの組合についても本当にまだまだやらなければならないものがあるというふうには捉えていますので、うちだけのアクションプランだけつくって行って、さてと動き出したときにこっちのほうもこれだけ負担金かかりますと言われても、本当に長いスパンで計画立ててしまいますので、そうなったときにはどっち止めるという話にまたなってしまいますから、できるだけ、財務が主体になってというのはなかなか難しいと思うのですけれども、まずは一部事務組合を所管している課のほうで、トップはうちの町長がどちらもやっていますので、その辺も踏まえながら、なるべく早くにいろんな議論を始めていただいて、さっきも説明させていただきましたけれども、どこの町村も同じ規模かどうかは分かりませんが、必ずいろんな部分の施設の改修ですとか建て替えだとかというのは予定していると思うので、早くしなければ、うちらはいいいよとなっても、どこかの町村がその年では困るわとなったときにどこかがまた止まってしまいますので、本当に早め早めに動いてい

ただ、全町村がここならいいよと決めていただいたところがうちの部分は各町村の部分についてはそこはなるべく軽めなものしか入れられないとか、そういう判断ができますので、そちらについてもなるべく早くいろんな議論、まずは一部事務組合ごとに何があるのかというのをきちんと構成町村と情報共有していただいて、それにはいつ頃やらなければならないの、財源どうするのというのを全部ひっくるめて動いていただいた上で、それも見ながらこのアクションプランつくるときも、そこに多額の負担金が入るとなれば基本的にはそこにもまた起債を借りたりするので、そういった部分ほかのところは回せなくなるとか出てきますので、そこは本当に早めに決めていただいて、そういうのを加味しながら、うちの町分だけはまたこうやっていきますというのをやっていかないと本当にもう無理だなというのが分かっていますので、そこも早めに所管課のほうを通じて、待っていると進まなくなってしまうので、うちの町からということでも構わないと思うので、そこは早めに動いてもらいたいなと思っています。

金木委員長

ほかに質疑のある方（なし。の声） それでは、以上で終了していくという方向でよろしいですね。（はい。の声） それでは、長時間にわたりまして質疑ありがとうございました。今日は学習的な内容で進めてまいりました。この後当特別委員会としてどのように進めていくかなど、町長はじめ、両常任委員長さんともいろいろ協議させていただきながら進めるようにして、また開催をしていきたいと思っております。本日はどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。